

## 広島県助産師会 後援〔共催〕名義使用承諾内規

(趣旨)

第1条 この内規は、広島県助産師会以外の団体が行う事業の後援〔広島県助産師会と共催する事業〕に関して必要な事項を定めることとする。

(用語の定義)

第2条 この内規において、以下に掲げる用語の定義

(1) 後援とは、その事業の趣旨に賛同し開催を援助するために名義使用を認めることをいう

(2) 共催とは、その事業の実施にあたり企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいう

(承諾の基準)

第3条 後援〔共催〕の承諾は、事業の目的及び内容が母子保健の向上に寄与するものであること、あるいは母子保健に関与する地域住民のネットワーク活動を支援するものであること。また行政が行う母子保健福祉事業の参画を支援するもの、母子とその家族の住環境、職場環境、育児環境の改善に向けて社会や行政などへの情報提供事業に寄与するものであること

(1) 事業の主催者についての承諾基準

ア 国、地方公共団体又はこれらに準ずる公共団体

イ 産業経済、保健衛生、社会福祉等並びに教育、学問、芸術、スポーツ等の公的団体

ウ 新聞、テレビ等の報道機関

エ その他、広島県助産師会理事会が適当であると認める団体

(2) 事業目的及び内容の承諾基準

ア 政治団体、宗教団体の活動又は特定の宗教もしくは政治のための活動と認められる事業でないこと 反社会的勢力に係るものではないこと

イ 公共性があり、営利を目的としないものであること

ウ その他助産師活動に反しないものであること

(承諾の手続き)

(1) 後援〔共催〕の承諾を受けようとするものは、あらかじめ様式1により申請を行うこと。

(2) 承諾の通知は、様式2による。

なお承諾を受けた事項を変更しようとする場合は、速やかに報告し、承諾を受けること。また、広島県助産師会が作成する事項の無断転載、複製を禁止する。

(3) 事業を行うにあたり、違法又は著しく公益を害する等、広島県助産師会理事会が不相当と認める行為がある場合、承諾を取り消すことができる。

附則

この内規は、令和6年9月18日から施行する

様式1

後援〔共催〕名義使用申請書

令和 年 月 日

一般社団法人 広島県助産師会 様

団体名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_ 役職 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_  
E-mail アドレス \_\_\_\_\_

下記事業を実施するにあたり、(一社) 広島県助産師会後援〔共催〕の名義使用を申請します。

記

- 1、主催者名
- 2、事業の名称
- 3、他の後援〔共催〕予定者
- 4、開催日時・開催場所
- 5、事業の趣旨・内容
- 6、添付書類
  - ・団体の規約・会則、および役員名簿
  - ・事業実施要項・企画書等
  - ・その他必要書類

以上

様式2

後援〔共催〕名義使用承諾書

令和 年 月 日

様

一般社団法人 広島県助産師会  
会長

年 月 日付で申請のあった（一社）広島県助産師会后援〔共催〕の名義使用について、次のとおり承諾します。

1 主催者名

2 事業の名称

3 開催日時・開催場所

4 その他

- (1) 承諾を受けた事項を変更しようとする場合は、速やかに報告し、承諾を受けてください。
- (2) 事業開催にあたっては、公衆衛生、感染症対策及び災害防止について、適切な措置を講じてください。
- (3) 事業開催中に事故などが発生した場合は、適切な措置を講じるとともに、広島県助産師会に速やかに報告してください。
- (4) 広島県助産師会が作成する事項の無断転載、複製は禁止致します。

御盛会をお祈り申し上げます。